

主張

「部落探訪」削除裁判を支援し、鳥取ループの差別動画を残らず削除させよう

1



さいたま地裁前でとりくまれた訴状提出前の支援集会(2023年12月6日・さいたま市)

全国各地の被差別部落に潜入して写真や動画でそこが被差別部落であることをインターネット上でさらしに鉄砲をこなそう。全国各地の被差別部落に潜入して写真や動画でそこが被差別部落であることをインターネット上でさらしに鉄砲をこなそう。

年のはじめには新潟でも裁判が準備されているが、全国の同盟員は「部落探訪」削除裁判を支援し、差別を拡散する悪辣な鳥取ループに鉄砲をこなそう。

問題の「部落探訪」は2015年12月から鳥取ループが自身のウェブサイトに入った墓地の墓誌銘などの画像を掲載してきた。また、埼玉県連熊谷市協議会の支部長が、やはり「部落探訪」の削除を求めてさきに放置車両や廃屋、工場、商店、自動車の投棄物などを撮影して「部落は怖い、環境が悪い」といたま地裁に提訴した。今年度の鳥取ループは、部落に潜入して投稿を重ねている。

裁判では、さられた地域の代表が原告となることが要求されるので、部落解放同盟中央本部は「全国部落調査」復刻版裁判の東京高裁判決(昨年6月28日)を待って、「部落探訪」削除裁判の原告を募った。しかし、裁判を起訴せば、鳥取ループからの協力をなしに簡単に手をあらわさるさらし行為個人が攻撃の対象となることが予想されるため、原告として立ちあがることにはかなりの勇気がいる。いくら「許せない」という気持ちがあつたとしても、家族や親族、

裁判についてみると、大坂は削除を求める仮処分の申し立てからはじめ、埼玉は本訴からはじめた。仮処分は現時点で大変な被害が起きているので、それを仮の処分で早急に止めると

あるいは地域住民の理解と協力をなしに簡単に手をあらわさるさらし行為個人が攻撃の対象となることが予想されるため、原告として立ちあがることにはかなりの勇気がいる。いくら「許せない」という気持ちがあつたとしても、家族や親族、

裁判では、部落解放同盟も原告として最初から裁判に参加する方針で裁判は、仮処分では部落解放同盟(団体)が原告として認められるとは難しいが、本訴であれば団体であっても権利侵害が争えるという考え方から判断したものである。ただ、団体の権利侵害



訴状提出後にとりくまれた報告集会(支援する会結成集会)には80人が参加した(2023年12月6日・さいたま市)

3

ところでも鳥取ループは、16年に被差別部落の全国地圖調査の復刻版を出版しようとだらみ、中央本部は、名リストである「全国部落東京地裁に出版の差し止めおよびインターネットから削除を求めて裁判が起こった。その結果、21年9月27日に、東京地裁が「地名の公表は違法」という立場から出版の差し止めとネットからの削除を言い渡す判決を出し、昨年6月には、東京高裁も、出版の差し止めとインターネットからの削除を命令する判決を言い渡した。ところ高裁は、裁判で大きな争点になつたところを表した。

たゞ、鳥取ループは、

裁判においてはならない(主

部を抽出しての掲載等を含

む)等の一切の方法による

公表をしてはならない(主



▶大阪地裁への仮処分申し立て後に記者会見にとどけられた（2023年11月6日・大阪市）

裁判の目的は4点ある。
1点目は、被差別部落の掲載による差別の拡大助長を食い止めることだ。部落探訪では、被差別部落の地名だけではなく個人の名前や住宅、墓地、隣保館、教育集会所などが差別的な部落への差別意識を喚起する行為そのものである。19年に法務省が「インターネット上の部落差別の実態に

解説つきで掲載されてい る。これは文字通り被差別部落を見せ物にして、被差別部落への差別意識を喚起する行為そのものである。19年に法務省が「インターネット上の部落差別の実態に

ければならないことを警告するのか2点目の狙いである。

3点目は、東京高裁の判決や法務省の行政指導を守らせることがある。昨年6月、東京高裁は鳥取ループの地名リスト公表は差別を助長する違法行為であるという判断を出した。判決は「一切の方法による公表をしてはならない」(主文)とし

るが、その結果をみると相当数の人たちがこれらの地名リストや動画を見ている

裁判は、部落探訪をおこない一定の成果をあげているが、完全に削除することができず、いたちごっこのような日々拡散されている。したがってまずは何よりも、これを食べ止めることが裁判の目的である。

2点目は模倣犯を食べ止めためである。最近、鳥

づく調査をおこなっている。いまも毎日多くの人が「部落探訪」を食べており、部落差別は日々拡散されている。したがってまずは何よりも、これを食べ止めすることが裁判の目的である。

法行為であるとの判断を受けるためである。最近、鳥

が、上越市や新潟市長などが新潟法務局などに削除要請をおこなっている。

・出張所に削除要請をおこなった。新潟でも13市町が「部落探訪」にさわされた

(→)

が、上越市や新潟市長などが新潟法務局などに削除要請をおこなっている。

が、上越市や新潟市長などが新潟法務局などに削除要請をおこなっている。

取ループの「部落探訪」の模倣犯があちこちであらわれるようになった。たとえば、奈良県や京都府の部落を集中的にさわすものが出てきている。現在、全国各

地で市町村がモニタリングによる差別情報のチェックと削除要請をおこない一定の成果をあげているが、完全に削除することができず、いたちごっこのような形で対処しているのが実態である。この模倣犯にたいして、このような悪質な行為をすれば、裁判所から違

法行為であるとの判断を受けるためである。最近、鳥取ループはこれらの説示や通知をまったく無視して違法行為を続けている。この違法行為をやめさせること、東京高裁の判決や説示、依頼通知を順守させること、これが3点目の目的である。

4点目は、差別禁止法をつくるためである。全国

的に基づくものであるか否かにかかわらず、人権擁護上許容しないとする

いる。全国の市町村がモニタリングによる差別情報のチェックと削除要請をおこなうことができずに、削除されることができます。

裁判所が勝利しようとしている。その意味でこの裁判が重要な役割を果たすことになる。裁判の判決は、法律に何を書き込まなければならぬのかを具体的に示す重要な内容となるのである。

その結果をもとに差別を禁止する法律をつくるための闘いでもある。

差別を禁止する法の実現につなげ



決起集会で団結を固め府総意の闘いとして裁判闘争に勝利しようと呼びかける赤井隆史・大阪府連委員長（2023年11月25日・大阪市）

としたが、鳥取ループはま

としきれを無視し、いま

しなさいという「説示」を

地裁も高裁もネットからの

地裁も高裁もネットからの